

西多摩医師会報

第233号 平成4年5月



挨拶をされる松原新会長

目 次

	頁		頁	
1. 平成3年度定時総会議事録	2	「雑記 戦争と医師会活動」		
2. 学術		山田正哉	11	
靈魂とは何かについて (II)		「詳説学校保健法施行規則の一部改正」		
近藤 肇	3	道又正達	15	
3. 理事会報告 その1 広報部	6	6. 医師会日誌	16	
4. 理事会報告 その2 広報部	8	7. お知らせ	17	
5. 文芸随筆その他諸事百般		8. 訃報	18	
生涯現役		9. あとがき	真鍋 勉	19
回想録 その(十六) 小泉新策	10			

平成3年度定時総会開催される

本会平成3年度定時総会は平成3年3月28日、林実総務部長の司会にて下記の如く開催された。

一、開会宣言 会長 西村邦康

一、議長団指名 議長 後藤 伸

副議長 土田守一

副議長 小林康光

一、資格審査 出席28名 委任状 192
(328医療機関)

一、物故会員に黙禱

一、会長挨拶

一、議事録署名人 石田信彦 玉木一弘

監 事 大塚 渉

近藤 肇

医道審議会委員(委員長) 平林 信隆

(副委員長) 後藤 伸

桂木 真

木野村 幸彦

小林 康光

堤 次雄

葉山 侃

一、前会長退任挨拶 西村邦康

一、新会長挨拶 松原貞一

一、閉会挨拶 足立卓三

1) 審議事項

第1号議案 平成4年度事業計画案につき承認を求める件

—— 承認 ——

第2号議案 平成4年度収支予算案につき承認を求める件

—— 承認 ——

第3号議案 西多摩医師会定款施行規則第10章及び互助会規定案につき承認を求める件

—— 承認 ——

第4号議案 本会役・委員の選任

選任者(当選者)下記のとおりに(五十音順)

会長 理事 松原 貞一

副会長 理事 足立 卓三

〃 〃 宮川 栄次

理 事 明田川 修生

〃 〃 石井 好明

〃 〃 石田 信彦

〃 〃 伊藤 敬一

〃 〃 大堀 洋一

〃 〃 唐橋 善雄

〃 〃 清水 章三郎

〃 〃 進藤 淳

〃 〃 高水 松夫

〃 〃 玉木 一弘

〃 〃 真鍋 勉

〔定款改正に伴う予算書式変更について〕

(大塚崇二)

今般の定款改正に伴い平成4年度新予算書については、都よりの指導もあり公益法人会計基準に則り大幅に変更した。

◎ 主な改正点

新定款による事業の目的別に区分することとなり、従って支出の部の勘定科目が大幅に変更となった。このため今般は前期との比較は出来ないのではこの欄は空欄とした。

次に従来特別会計として国保講習事務委託費会計は都の指導ならびに東京都医師会の定款施行規則改正に伴い一般会計に繰入れることとした。又特別会計として処理していた、東京都医師会会費会計、日本医師会会費会計は今後預り金勘定で処理する。

(1) 収入の部については、寄付金の科目を削除した以外は従来と余り変化はない。

(2) 支出の部については、会計基準により平成4年度より事業費を管理費より先に計上することとなった。

(3) 事業目的以外の科目は、すべて管理費となり従って従来総務部、福祉部、経理部の科目の殆んどが管理費に移行した。

(4) 人件費及び会議費、消耗品費、通信費、光熱水料費、旅費交通費等すべて各事業目的別に計上することとなった。

(5) 従来動きの不明な項目については、予算

額0として計上していたが、4年度より多少でも金額を記載するようとの指導もあり従来0の項目については¥1,000 -として計上した。

(6) 福祉部の厚生費(同好会の補助金納涼会等、会員間の親睦会は、その都度会費を徴収しその範囲内で行うことが原則)の項目は削除した。

学術

霊魂とは何かについて (II)

— あなたは、どう死を迎えるか —

近藤 肇

第二章 哲学思想の流れ

2-1 古代ギリシャ

百数十億光年先の距離にある“クエーサー”と名付けられた普通の銀河の数十〜数百倍の明るさでのものがある。これは、「ビックバン」なる名で呼ばれる大爆発によって宇宙が誕生した時の光が今になってやっと地球に届いているのである。この地球はそれからずっとあと今から約46億年前の誕生である。

そういう巨大な宇宙の存在物として、人類の祖先猿人のアウストラピテクスが約400万年前に出現し、現代の人類といえるホモ・サピエンス(新人)に進化したのが約100万年前である。われわれの祖先は狩猟採集生活の永い歴史の後、1万年前に農耕革命を行い、現代文明の始まりとなった産業革命は18世紀から19世紀にかけて僅かの200〜300年前である。今の世はつかの間の瞬間である。

ギリシャ人たちは早くから、人間の身体と「生命の根源的なもの」とを区別していた。生命の根源的なものを“psychē”「プシュケ」という言葉で表現した。この「プシュケ」の本当の意味については、ギリシャ最古の詩人ホメロスの詩に、「プシュケ」は人が死ぬ際に、その口から最後の息と共に飛び去る人の形をした透明な霊魂であり、“ハデス”(冥界)に去ってそこに彷徨う実態であるということが表されているという。しかし、その後の解釈では、「プシュケ」には氣息に含まれる魂の意味があり生命をも意味するのであり、ほかの生物にもプシュケがありとされたが、それは生命という

意味においてである。しかし人間の最も人間らしい精神的主体たるものは霊魂で、これを「プシュケ」と表現している。

ソクラテス以前のエンペドクレス(Empe-dokles, 前490頃-430頃)は、神は感覚によって捉えることの出来ない非物質的な存在であり、自らの思惟によって宇宙全体を走破している。人間の魂は不死であり、輪廻を繰り返していると云っている。

プラトン(前428-348)は、その著『パイドン』及び『国家』の中で魂について書いている。

「魂の中には真理を知る機能があり、魂の中で人間存在の完成、真の幸福に導くものは『善』にはかならない。また魂は精神的本性であり身体の消滅と共に滅びるのでなく不滅であり、死によって魂は身体の拘束から解放される。そして、一人一人の人間が持っている真理を知る機能とそれを学び知る器官とは、初めから魂の中に内在していて、世界は魂の全体と一緒に生成流転する。ソクラテスは裁判で死刑を宣告され従容として毒を仰いだ。死によって身体拘束から解放されること、彼岸の世界と神々に対する信仰があって、魂の不滅を信じて死んで行ったのである……」と。

プラトンに云わせると、魂は生きている間は身体によって拘束されているもので死によって解放されるというのである。

『国家』第10章に「死」から生還してきた人の物語としての「エルの物語」がある。

「その昔、エルという兵士が戦争に出て最期を遂げた。10日の後、数々の屍が埋葬のために収容された時、他の屍体はもはや腐敗していた

のに、エルの屍体だけは腐らずにあった。そこでエルは家まで連れ帰され、死んでから12日目、まさにこれから葬られようとして、野辺送りの薪の上に横たえられていた時、生き返った。そして、生き返ってからの彼は、あの世で見てきたさまざまなこと、魂が裁きを受ける模様などを詳細に細々と語った。彼の語るところによると、エルは、他の多くの魂と共に道を進んで行くところある霊妙不可思議な場所にいた。大地に二つの大きな穴があいていて、天の穴と地の穴との間に裁判官たちが座っていて罪の裁きをしていた。お前は死後の世界の事を人間たちに報告するものとならなければならないから、ここで行われている事を良く見聞きしておくようにと命じられた」というエルの話である。

霊魂についてプラトンは、合生体である物体は滅びるが、単一体であり質料がなく自己の内部にエネルギー源を含んでいる霊魂は不滅で一度存在すれば滅びることなく無限に存在するとした。

2-2 アリストテレスの『霊魂について』

アリストテレスの著「エウデモス」別名「霊魂について」、これはギリシャ語で“Peri psychēs”、ラテン語で“De Anima”「霊魂について」と訳されている。アリストテレスのいうところは理解困難であるが簡単に言うと次のようである。

プシュケとは、生命を司る生魂であり生命力であり自然的物体の第一の現実態であるとし、プシュケは身体の現実態、身体はプシュケの可能態で、霊魂と身体は相関的である。比喻の巧みなアリストテレスは「瞳と視力が目であるようにプシュケと身体とが生物である」とした。なお、アリストテレスのプシュケは人間の生命の心理学であり認識論的であり論理的であり経験科学であった。彼は、魂の身体からの独立についての理論に大きな困難に直面していたが、結局、「純粹思惟の問題はいかなる身体器官をも、いかなる生理的対応をも必要としないと考えることによって、魂なるものは身体から独立に存在すると認めざるを得ない」とした。アリストテレスは、人間の持つ普通の理性（受動的理性）とは別に「非受動的理性」があるとし、

これだけはいかなる質料云い換えればいかなる可能性をも持たないで常に現実的にし得るのであって、これが後に「能動的理性」と呼ばれて中近世において霊魂の不死についての論議となった。

アリストテレスのプシュケは人間の生命の心理学でもあった。

それで、プシュケ“psychē”から心理学の語“Psychology”が生まれた。

2-3 ルネッサンスから啓蒙時代へ

ヨーロッパにおける歴史はキリスト教中心であり哲学者の多くは熱心なキリスト教徒であった、教会の権威主義のもとにあった。

ところが、エラスムス（1465-1536）の人間性を尊重を説く思想、教会の権威主義や形式化した固陋なる教会に対する批判、ルター（1483-1546）の宗教改革運動などがルネッサンスの思想を形成した。自然哲学者ブルーノ（1548-1600）は、宇宙は無限であること、宇宙は内在的原因である「宇宙霊」によって生命と霊魂を備えているということ。神は世界に内在し、両者は本質的に同一であるとする汎神論的な考えであった。コペルニクスの天文学による地動説を支持し、火炙りの刑に処せられた。

ニュートンの物理学の研究などの科学の進歩によって科学的思考のもとに哲学や信仰を考えるようになった。

近代哲学の祖であるデカルト（1596-1650）は、神学は理性的に論ずるものでないとして信仰と理性を別とした。そして真理としての価値は宗教は理性より劣るとし、そういう立場で心身二元論を唱えて、無限実体としての神があり有限実体としての精神及び物体があるのであり、人間において両者は完全に独立しているとし、そして自然を巨大な機械とみなして、生命をも一種の機械とみなす動物機械論という考えに立った。彼は神を無限の実態としてその属性として人間の身体と精神があり、この有限実体として心と身体が別個にあるのを結びつけるものを松果腺とした。魂については、彼は「神が存在してすべてを摂理の下に置いていること、たとえ物体が存在せぬとしても精神は存在し精神は滅びるものでなく魂は不死である」とした。

スピノザ（1632-1677）は、ユダヤ人であっ

たからユダヤ教徒であったがキリスト教も研究し、彼の思想が、自然即ち神、神即ち自然であり人間は神のひとつの様相に過ぎないとする『汎神論』であったため、彼の思想は靈魂の不死を否認するものとしてユダヤ教会から破門された。スピノザはデカルトが徹底的に自我を強調したのに反して人間は神の決定に従う存在であるとする「決定論」を唱えた。

ライプニッツ (1646-1716) は、デカルトやスピノザの批判を行い神との関係での矛盾する部分を回避してモノド (単子) 論を立てた。世界を構成する基本的「実体」は、精神も靈魂もすべて不可分の固体として無数のモノド (単子) からなる秩序体であり、その調和は予め神によって定められたとする「予定調和」であるとし、魂に関しては、魂は生命の原理と同じであり誕生以前あるいは死後の魂とも同じであり、天地開闢以来精子の中に隠れていた魂はそれが妊娠によって人間生活になると理性的に作られるとした。

2-4 教会、神学の権威の低下

フランス啓蒙思想の時代には、キリスト教を非合理的とする無神論と、非合理的な要素だけを排除して合理的に説明できるようにしてキリスト教を擁護する理神論とがあったが、従来の教会中心の専制権威主義に対する批判が強まり、無神論あるいは唯物論の思想が生じ、それらが1789年のフランス大革命へと連なった。

ラ・メトリ (1709-1751) は、精神は肉体に対して実在的な独立性を持つものでなく完全に肉体に従属し肉体の機能に過ぎないし、思考にしても脳の作用であるから、精神も機械であり肉体の死と共に消滅するものとした。

ドルバック (1723-1789) は、自然の中には物質とその運動以外のものは存在せず、しかも物質は原子から構成されていて、すべては原子の機械的運動なのであり、精神のようなものは人の知覚に見えない場合があるけれど、有機体や精神は物質運動であるとし、当然ながら神や靈魂を否定し、自由・不死・来世は迷信として拒否し宗教を排撃した。

カント (1724-1884) は、理神論の立場に立って宗教を理性信仰として捉えた。信仰は神の超

自然的な啓示に基づくものでなく、理性と信仰とは結びつけられるべきであり、神の存在や靈魂の不滅は理性である信仰上の問題とした。

ヤコービ (1743-1819) は、カントの観念論を批判して、実在論として靈魂の不死は理論ではなく信仰上の事実であるとし、直接的な感情にもとづく信仰によらなければ真の哲学は不可能であるとした。

ヘーゲル (1770-1831) は、生命は無限の実在である一切を包括し、死さえもそのひとつの様態に過ぎず生命を否定するものとはなり得ないとして、「人間が有限な生命から無限な生命へと高まることが宗教であり、信仰とは精神による精神の認識である」とし、生命=精神=理性=神という究極的・絶対的な実在があるとした。これは要するに自然を含めて世界そのものが精神もしくは理性の様態にはかならないというのである。これは「神即ち自然」であるといったスピノザの汎神論に近い考えである。

2-5 近代から現代へ

ヘーゲル以後、19世紀の半ば頃から実証主義、唯物論が盛んになり科学主義が重んぜられて現代に至っている。そうした中において「生」のあり方ということ进行全面に押し出して考える「生」の哲学も生まれた。

ショーペンハウアー (1788-1860) は、理性を重視するヘーゲルに反対し、宇宙の根底においてこれを動かしているのは理性ではなく、暗鬱で盲目的な意志であるとし、生の哲学を論じた。認識の対象としてあらわれた世界の本質は、盲目的、非合理的な意志であり、人生は果てしない欲求と苦痛につきまわっているもので、この境遇から脱却する道は根本的には全面的な意志否定によってのみ、東洋の叡智に見られるような解脱に達することができるとし、無こそあらゆる徳ならびに精進の背後にあるのであり、意志を否定し意志を転換し終えている人にとってはこれほどに現実的に見えるわれわれの世界が無なのであるとした。

ニーチェ (1844-1900) の思想は、ショーペンハウアーの思想を引き継いだニヒリズムである。近代文明の退廃を目にしてこれをヨーロッパ精神の衰退とみなし、キリスト教2000年の奴

隷道徳を弾劾し、生をあるがまま肯定し、「生」という基本概念を提出し、『神は死んだ』という宣言をなし、強烈なキリスト教批判と独自の無神論を展開し世俗の価値観を覆したが、この世と同じ世界が昔にあり、またずっと遠い未来にもあるだろうとの「永劫回帰」(Ebige Wiederkunft)の思想を唱えた。即ち、現実の生は一瞬一瞬の歓喜と苦悩であり、世界は初めも終わりもなく等しいままに永遠の輪となって循環するというのである。

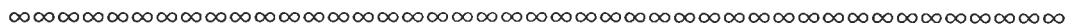
唯物論の立場では、フォイエルバッハ(1804-1872)は、哲学が伝統的に『神』の観念に呪縛された神学であったことを批判した。そもそも神とは人間の自己投影像なのであるから自然的で感性ある存在である人間の愛を基礎とする「人間学」を学問の基礎にすべきだとした。

マルクス(1818-1883)、エンゲルス(1820-1895)は、フォイエルバッハの思想を受けた形であって、「物質」を究極的な実在とし、人間社会の現実を取り上げ、万有はすべて、物質の「弁証法的な」運動の結果だとし「弁証法的唯物論」の立場から無神論を主張し、そして科学的社会主義を唱え、「宗教は阿片なり」とし

て宗教を否定したが、今日になってその科学的社会主義は崩壊した。

第一章1-4において述べたところであるが、第二次大戦後特に1970年代からの10数年の間に脳についての新しい研究が発達して哲学に影響を及ぼし、哲学は益々科学的であらねばならないとされ、心と身体との永年の問題も心は脳であるという『心脳同一説』が有力になっている。しかし、勿論反対論者もいて活発な議論の展開が行われている。人間老境に近づくと偉大な科学者は哲学的宗教的になるのではないかと私は思っている。大脳生理学上の新しい研究発見をなし心脳同一説に有力な材料を提供した学者でも心脳同一説に賛成しない人もいる。脳のどの部位にどういう機能があるかの画期的研究をなしたカナダのペンフィールドもその一人である。心を実証することはできないから当然の話ではなからうか。

現代は科学主義、合理主義そして文明への反省と懐疑に目が向けられつつある。そして、精神や靈魂の問題についても考え直す機運にあるといえよう。



理事会報告

— その1

3月定例理事会

平成4年3月24日 西多摩医師会館

議事録署名人 { 高木理事
明田川理事

議題

1. 報告事項

(1) 東京都医師会代議員会並びに定時総会報告 (西村会長)

3月19日、於日医会館

イ) 東京都医師会第205回(定時)代議員会議決事項

1 表彰

東京都医師会医学研究賞

柳田 純一

(慶応義塾大学医学部教授)

池本 淳

(東京慈恵会医科大学第3内科)

1 報告

平成3年度庶務及び事業の概況報告

平成3年度一般会計及び特別会計概況報告

(以上報告何れも承認)

1 議事

第1号議案

王子医師会解散に関する件

(原案どおり承認)

第2号議案

平成3年度東京都医師会会費減免

申請に関し事後承認を求むるの件

(原案どおり承認)

第3号議案

平成4年度東京都医師会事業計画

に関する件

第4号議案

平成4年度東京都医師会一般会計

収入支出予算に関する件

第5号議案

平成4年度東京都医師会会費賦課徴収に関する件

(第3号議案、第4号議案、第5号議案一括上程何れも原案どおり可決)

第6号議案

平成4年度東京都医師会特別会計収入支出予算に関する件

第7号議案

平成4年度東京都医師会医事紛争等処理特別委員会会費及び地区医師会の拠出金の賦課徴収に関する件

(第6号議案、第7号議案一括上程何れも原案どおり可決)

ロ) 東京都医師会第89回(定時)総会議決事項

1 議 事

第1号議案

平成3年度庶務及び事業の概況報告

第2号議案

平成3年度一般会計及び特別会計概況報告

第3号議案

平成3年度東京都医師会代議員会議決事項報告

(以上報告何れも承認)

(2) 三保健所との懇談会報告(松原副会長)

3月19日、青梅保健所長、三保健所衛生課長と当医師会との懇談会開催。

地域保健医療協議会が青梅保健所に設置される。25人の委員構成で医師会より5人。

(3) 地区医師会社保、国保担当理事連絡会報告 (高木理事)

3月10日、都医師会にて開催。

1. 4月施行の診療報酬点数の改正につき説明。

2. 大きな改正点

(イ) 病院と診療所の機能に応じた配点、つまり病院は入院関連の看護、手術に重点配分、診療所は

外来、在宅医療、プライマリ・ケアに重点配分。

(ロ) 甲表乙表が統一化すべくかなり接近した。

(ハ) 内容もかなり変更が目立つ。複雑、微細に入り注意事項あり、より勉強しないと損をする。

(4) 青梅市立総合病院の土曜休院に向けての試行期間に入る事について(石井理事)

今年9月頃より土曜日を休院する事へ向けて、4月頃より現在の2分の1人員による土曜日開院をする試行に入る。

2. 報告承認事項

(1) 入会会員について (林理事)

— 承認 —

(2) 平成4年度小・中学校、保育園医の推薦について (林理事)

<奥多摩町>		
学 校 名	新学校医氏名	備考
氷川小学校	川 辺 隆 道	再
氷川中学校	川 辺 隆 道	再
日原小学校	広 瀬 惇一郎	再
小河内小学校	広 瀬 惇一郎	再
小河内中学校	広 瀬 惇一郎	再
古里小学校	三 上 恒 正	再
古里中学校	三 上 恒 正	再

<羽村市>		
保 育 園 名	新保育園医氏名	備考
東 保 育 園	塩 沢 三 郎	再
西 保 育 園	関 谷 進一郎	再
しらうめ保育園	東 吉 男	再
さくら保育園	川 口 卓 治	再

<日の出町>		
学 校 名	新学校医氏名	備考
大久野小学校	川 崎 健一郎	再
平井小学校	湯 川 文 朗	再
本宿小学校	湯 川 文 朗	再
大久野中学校	蓼 沼 翼	新
平井中学校	鈴 木 民 子	再

— 承認 —

- (3) 平成4年度福生保健所「健康づくりフォーアップ指導事業」医師推薦について (林理事)

平成4年度	備考
道又正達	新
横田卓史	〃
林 実	再
塩沢三郎	〃
関谷進一郎	新
大嶽栄二	再
西村邦康	新

— 承認 —

- (4) 西多摩医師会費の減額について (定款施行規則第11条による) (林理事)
 - 77才以上対象者 7名
 - 特別の事情による対象者 病休3名

— 承認 —

3. 協議事項

- (1) 地域保健医療協議会委員の推薦について (林理事)
 - 当会より5名の推薦予定者につき承認
- (2) 平成3年度定時総会全般について (林理事)

理事会報告

— その2

4月定例理事会

平成4年4月8日 西多摩医師会館

議事録署名人 { 明田川理事
大堀理事

1. 報告事項

- (1) 都医地区医師会長協議会報告 松原会長
- (2) 救急業務連絡協議会代表者連絡会報告 S61年発足以来ようやく全都組織となった。立川の防災基地施設の見学を行った。 宮川副会長

2. 新執行部各部分掌について

(別掲資料2-1) 松原会長

3. 報告承認事項

- (1) 入会会員について — 承認 —
- (2) 東京労働保険医協会評議員推薦について 高木 直会員を推薦する。 真鍋理事

4. 協議事項

- (1) 平成4年度定時総会及び6月迄の日程について
- (2) 各委員会委員推薦について 次回理事会までに推薦を行い決定する。
- (3) 互助会について 未加入者に加入をお願いする。
- (4) 老人保健施設「時寿会」の建設について
- (5) その他

- 寝たきり老人在宅総合診療料について (別掲資料2-2)
- 東医体の後援依頼について 福生球場で行われる準硬式野球について後援する。

(別掲資料2-2)

— お知らせ —

寝たきり老人総合診療料(2200点)の施設基準にかかわる承認申請について
 今般の診療報酬の改定に伴ない新設された「寝たきり老人総合診療料」を受給するには、承認申請が必要です。下記の点にご留意下さい。

- ◎承認申請書を西多摩及び都医師会を経由し都福祉局に申請する。
(他の添付書類は不要・申請書は西医事務局に設置)「承認通知は」都福祉局より直接医療機関に通知される。
- ◎申請は毎月可能。毎月12日までに都医に提出すれば翌月1日承認となる。
- ◎有床施設は届け出により緊急時入院体制加算が可能となる。
- ◎院外処方箋発行医療機関でも申請可能。但し処方箋料は請求不可。薬局は請求可。
- ◎入院・死亡等による中断で月2回訪問出来なかった場合は算定不可。
- ◎在宅療養計画をカルテに記入する。
- ◎公的な在宅療養援助に必要な情報を提供すること。

(別掲資料 2-1)

西多摩医師会各部分掌

(平成4年4月現在)

No. 233

		部名	担当部長	担当副部長	担当理事		主担当	副担当	備考
松原会長	宮川副会長	学術部	大堀洋一	石田信彦					学術部委員会
		地域医療部	進藤 淳	大堀洋一		公衆衛生担当	大堀洋一	伊藤敬一	在宅ケア委員会 「医療協」
						学校医担当	高水松夫	真鍋 勉	
産業医担当	伊藤敬一					唐橋善雄			
	広報部	明田川修生	玉木一弘					会報編集委員会	
	保険部	唐橋善雄	清水章三郎					保険指導整備委員会	
足立副会長	経理部	清水章三郎	進藤 淳	高水松夫					
	総務部	真鍋 勉	玉木一弘		福祉担当	石田信彦	明田川修生	「推進協」	

(9)

文芸随筆その他諸事百般

生涯現役

回想録 その（十六）

小泉新策

先回は終戦後の混乱期の食料難と風紀の紊乱、法規無秩序の様相を記述した。今回は瓦礫の地下壕生活の示すような衛生状態の悲惨さと進駐軍による救済された顕著なもの二三を述べるとする。食料欠乏の極度の時機に大豆糟やバター、チーズ、粉ミルクの配給は天から降った宝物のような有難さで受け取った。既に欠乏のどん底で穀粉に茅や雑草の粉末作り製材工場の鋸屑を粉末化して増強する処まで来て居たときのことである。進駐軍の放出物資は有り難い限りであった。餓死者を減らしてくれたと思って居る。衛生状態の極度に落ち込んで居た処へ、DDTの出現も有り難いことであった。蚤虱蚊蠅、今考えてもぞっとする程居た。疎開の学童の毎日蚤虱取りの作業時間を設けて駆除して居た。「医者行き着物」を有る人は改めて来る人は別として、大部分の外来患者の着物には勿論、肌に尻を立てて喰いついて居るのを屢、見掛けた。誰彼の別がなかったので別に恥とも思はなんだ。毎日の往診に脚や袖口に「イマツ粉」を撒布して行った。それでも頂くことが多かった。或日元料亭だった家へ往診した。主人は老婆の盲人、炬燵で手さぐりで炊事をして居た。炬燵の暖を求めて集ってうごめいて居る炉端の無数の虱には流石に座れなかった記憶がある。この様に蔓延繁殖して居た蚤虱が、DDTの進駐軍指令で撒布によって数年をわずに殆ど全滅した。全くこの効果は驚異的の変化である。感謝すべき一面である。この有難いDDTの運用の苦手ぎわの幾つかの間違いもあって問題となった。その例の一つは、椋原小学校生徒の頭虱駆除に手違いがありDDTの不足したのを側溝消毒用のDDTを、使用して、手伝った級長が中毒して翌日死亡、長尾保健所長の指示で慶應大学の大館教授が解

剖判定を行った。又柿の實の消毒をして、樹下の池の鯉が死滅、消毒した主人が中毒症状が重く、日本セメント診療所の並木俊重先生が悲鳴をあげて救援を求めて来たので、私が応援して患者の子息の輸血で一命をとりとめた。撒布した柿の木の下の池の鯉が流水に飼われて居たのが全滅した恐ろしく猛毒物であることを知った。或日これより上流の黒荷田部落の住民が訴えて来た。川原ヘテントを張って幾日も居るが病人が居て川原や川を汚染して見て居られないとのことで私は往診した。テントの襪履のが三つ張ってあって六七人居る様子であった。中に下痢患者が居て川原の砂の上に粘血便で汚し散らしてある。下痢患者は二三人居る様子だがはっきりしない。消毒するにも砂地の川沿い一帯が汚されて居るので、消毒にも手がかからない。早速青梅保健所へ連絡して来て貰った。長尾所長と談合の上で、農家で草枯しに使用して居る簡単な火炎放射器のあることが、復員者の家にあったので、これで火炎消毒を実施した。患者達全員を阿伎留伝染病舎へ収容させることとした。後日借用の放射器のガソリン代の請求が私の処へ来た。幾らか払って済ませた。占領下の社会状況は大変な変化、瓦礫化した都市の復興は容易なものではなく、食料難に次いで新円切替え統制に国民は塗炭の苦しみをなめさせられた。占領下の支配を受けた時期は長い期間のような痛切さを感じる時代であった。私は医師会で昭和廿四年から理事に推挙されて医師会のことにも頭をつっこむこととなった。山田正礼会長がパーズで会長を免ぜられた。医師会事務所として借用の三枝医院の別宅が火災となり、福田実先生が三田街道で不慮の墜落死亡、横田寿照先生が後任の残任会長、島と三多摩だけが国民保険の復活強化、

これを遵守した当時の医師の生活は容易なものではなかった。西多摩には医師会館事務所が無かった。毎月の保険事務が三枝先生別宅の火事後、多分大河原医院で幾月か集合扱いをし、事務員に雇った羽村源一君の家を当座の事務所としたのである。事務所の建設に向って漸く動き出したのであるが何分にも当時の医師の収入は極めて低くて独立した。敷地建

物の計画の組める如き状況ではなかった。山田正礼氏のパージ解除と五日市保健所の新設が殆ど時を同じうして居た。新憲法制定と選挙問題が台頭、疎開して来て五日市町に耳鼻科を開設して居た稲垣先生が立候補の運動を提唱、並木俊重、近藤肇両先生の反対に会ってこの話は挫折し高取寛一氏を推すこととなった。

雑記

戦争と医師会活動

山田正哉

世界第2次大戦のことに就いては、前号におおざっぱに記載したが、戦局は日毎に敗戦の色濃くなり制海権、制空権を失っていった。

国内では防空ゾッキンを被り、バケツリレー、火たたき棒による焼夷弾の消火訓練など所謂防空訓練演習が市町村隣組単位で実施されていた。

日本医師会も国策に従って都道府県単位で防空訓練に参加して救護活動に取り組んでいた。東京都医師会も戦争の激烈化に伴い会員の応召或は疎開等で医療機関の閉鎖が見られたため、未だ帝都空襲のない昭和19年初期から地区医師会に発送された通達の中で現存するものを少し繕いてみる。

東都医発第1132号

昭和19年2月16日

東京都医師会長 中山寿彦

支部長殿

防空救護総合訓練実施に関する件

本会主催防空救護総合夜間訓練を左記次第に依り実施可致候、貴下2月22日午後5時50分迄専修大学内に参集見学相成度此段及通知候也追而貴下に万止むを得ざる事情有之候節は必ず代理者を選定の上出席方相煩度、尚当日御降車口(都電九段下又は神保町停車場、省線水道橋駅西口)にて提燈携帯の警防団員御案

内の趣に付必ず腕章帯用相成度為念

日時 昭和19年2月22日(火)

午後6時より8時まで(雨天順延)

実施区域 神田区西神田2丁目
神保町2丁目北部

註：省線とは現在のJRのこと。

東都医発第1143号

昭和19年2月22日

東京都医師会長 中山寿彦

支部長殿

防空事務嘱託に関する件

去る2月18日支部長常会に於て得貴意候標記の件に関し東京都民生局長より左記の写の通り依頼有之候条貴支部より1名御選定の上来る2月26日必着を以て住所、氏名、電話番号御報告相煩度此段及通知候

写 民衛発133号

昭和19年2月18日 東京都民生局長㊤

東京都医師会長殿

防空事務嘱託に関する件

標記の件に関し今般有事即応体制に付至急

整備致度候条左記御了知の上2月末日迄之が
人選方相煩度此段及御依頼候也

民生局長 桜井安右衛門[㊟]
東京都医師会会長殿

記

- 1. 区並に郡単位に付医師1名、薬剤師3名の定員なること
- 2. 防空事務の重要性に鑑み特に慎重なる人選を得たきこと

この通達で西多摩郡医師会は次の如く報告をしている。

西医発179号

昭和19年2月24日

東京都医師会西多摩支部長

横田静蔵

東京都医師会 御中

防空事務囑託に関する件

今般標記の件に関し当支部に於ては左記の通り決定致候間御報告申上候

記

氏名 横田寿照
 住所 西多摩郡福生町 1678
 電話 福生局 15番

空襲により多数の傷病者が発生した際各地の救護活動治療能力に関して調査が必要となり次の如き通達が出されている。

東都医発第4号

昭和19年4月1日

東京都医師会会長 中山寿彦

支部長殿

防空救護所治療能力等調査に関する件

標記の件に関し東京民生局長より別紙写しの通り申越有之候条御協力方相煩度

写

民衛発128号

昭和19年3月16日

防空救護所治療能力等調査に関する件

防空救護所に於ける空襲に因る傷病者治療能力其の他を調査し救護対策の万全を期するの必要有之左記様式に依り調査方各区長宛照会致置候に付ては貴会各支部長として本件調査に関し協力せしめらるる様御取計相成度候也

様式は次の事項に就いて報告を求めている。救護所名(病院名)、室数、延建坪、応急処置可能人員、入院治療可能人員、空地面積、道路幅員、附近収容可能建物(民家を含む)の数、第2次救護所までの距離。

西多摩医師会の文書綴の中には次の如き記載はあるが、報告書は残念ながら見当たらない。

救護所名	坪数	収容人員
氷川診療所	50	30
古里診療所	45	35
三田村病室	20	25
近藤 医院	6	5
大河原医院	10	10
大越 医院	15	20
青梅 病院	15	20
青梅隔離病舎	15	20
山中 医院	5	7

救護能力調査の一方救護員の実体数把握の為めか次の様な通達もある。

東都医発第1196号(昭和19年3月22日発)の会員数報告に関する中で、会員応召者数の次に、尚ほ救護の完璧を期する為の必要有之候条貴氏部病医院内勤務(派出を除く)の看護婦数及見習看護婦数至急御調査御報告相成度候と記載されている。また

東都医発第1201号

昭和19年3月25日

東京都医師会会長 中山寿彦

支部長殿

看護婦数調査方依頼の件

標記の件に関しては3月22日附東医発第1196号末尾に署記報告方致し置候処右は現下時局の影響を受け離都する者多く看護完璧を期する上に將又日常医療上支障招来の恐れ有之本会に於ても之が対策を当局と折衝可致右資料として本件依頼に及びたる次第に付左記事項至急御調査の上報告相煩度

記

1. 昭和18年2月末日現在に於ける貴支管管内病医院勤務（派出を除く）の看護婦及見習看護婦

1. 昭和19年末日現在に於ける右に全じ以上の通達により西多摩支部から次の如く報告されている。

昭和18年2月末日現在

看護婦数 13名

見習看護婦数 13名

昭和19年2月末日現在

看護婦数 13名

見習看護婦数 13名

また看護婦関係のみならず医療関係でも東医発42号で昭和19年5月5日付で昭和17年5月1日より昭和19年4月30日まで2ヶ年間に廃業したる病医院の所在地名称、院長氏名、廃止年月日、廃止当時に於ける病床数、廃業の理由等の調査通達が出ている。

本土に於いては空襲時の大火災を予防する為め家屋密集地に防火地域造成から家屋の疎開が実施され、その地域内の医療機関が取壊され救護活動に支障を来たす為め、医療機関存続の陳情書が提出されている。

東医発第59号

昭和19年5月6日

東京都医師会長 中山寿彦

支部長殿

疎開地域内救護所保存に関する件

標記の件に關した記写の通り東京都（民生

局長、防衛局長）宛陳情致置條條貴管下に於て右該当事項有之場合は区当局者に可然御交渉相成之が保存方に付御盡力相成度此段御依頼申上候也

追而右交渉に際し本会より直接交渉可然場合は其の旨支部より御申越相成様致度為念申添候

写

陳情書

防空計画に基く疎開事業の進捗は焦眉の急にして之が達成は国家的緊急の施策なるは論を俟たざる所にして空襲時に於ける救護所の任務亦最も重大なりとす。然るに疎開地域に該当せる救護所にして閉鎖に至るもの少からず。為めに地域的にも又建築物としても他に適當なる救護所に転用すべき建設物を物色し得ず、救護所は其の儘減少となり一旦有事の際深憂に堪へざる状態に立至れる地域尠からざる実情に有之候条之が救護所の保存方に關し別段の御賢慮を煩度此段及陳情候也

昭和19年5月2日

東京都医師会長 中山寿彦

東京都民生局長 桜井安右衛門殿（各通）

東京都防衛局長 水池 亮 殿（各通）

彼様な陳情書が出ている一方で、各支部長に疎開医師数の調査依頼の通達がある。

東医発第60号

昭和19年5月6日

東京都医師会長 中山寿彦

支部長殿

疎開医師数調査に関する件

標記の件左記様式に依り至急調査の上本月10日支部長常会の際御回報相成度此段及御依頼候也

追而先般報告有之條18年度、19年度各2月末日現在看護婦数の増減事由に付支部長常会に於て御説明可致候條概要御調置被下度尚毎々御手数最近の異動に付記正済の貴支部会員名簿一部御送附相成度併せて御依頼候也

記

様式とは、疎開せる医師数、疎開せむとする医師数、備考である。

各地域で防空訓練が実施されたが、医師たる救護従事員の参加に問題があったかどうか詳らかでないが、東京都医師会長から次の如き(秘)の通達がある。

東医発第88号

昭和19年5月19日

東京都医師会長 中山寿彦

支部長殿

防空救護従事員の待機及参集の件

過般施行せられたる防空訓練に際し厚生大臣巡視の結果に基き上司より注意を受けたる如きは甚だ遺憾とする所に有之候、然る處近々抜打的防空訓練施行せらるるに仄聞致候に付救護従事員は警報発令あるや直に夫々所定の部署につき自己の任務を完遂せられ再び注意を受くる如きことなき様貴管下関係各位に取急ぎ嚴重御指示相成度及通牒候也

参考：

防空救護実施細部要綱

第三、防空救護従事員の待機及参集

一、救護所及特設救護班に勤務する者の待機及参集は左に依るものとす

1. 警戒警報の発令ありたるときは勤務又は往診中の者其の他緊急止むを得ざる者を除く外自宅に待機をなすこと
2. 第2次救護所に於ては外科医員定員の三分一以上を必ず所属救護所に待機せしむること
3. 空襲警報発令ありたるとき又は警察署長若は市町村長の特別の指示ありたる場合直に指定場所に参集すること

彼様な通達の為めか詳らかでないが、西多摩郡医師会でも防空訓練が実施され次の如く報告されている。

西医発第159号

昭和19年6月10日

支部長 横田静蔵

東京都医師会御中

防空救護実施報告

実施時期：昭和19年4月20日

午後2時から4時まで

場所：西多摩郡青梅町及福生町各第1救護所

参加人員：80名（内医師11名）

指導員：横田静蔵、山田正禮、横田寿照、石森賢一、大河原由藏、天田謹四郎
外警防団救護主任

実習の概要：両所共隣組防空群員、警防団救護班員によって運ばれたる傷者の応急処置を検し第1救護所に於ける処置並に第2救護所（仮設）への運搬方法を実習

実習所感：未だ充分ならず尚一層の訓練を要するものなり

指導員外に、近藤藤三郎、笹本義広、江藤貢、大越誠、福田実氏等が参加している。

戦局の進展に伴い本土空襲の公算が大きくなるにつれ医師会の救護体制強化の通達が発せられている。

東医発第134号

昭和19年6月12日

東京都医師会長 中山寿彦

支部長殿

支部規程運用に関する件

支部規程第12條の運用に関し各支部内に部を設置し幹事に於て之を分掌することと相成居候処爾今左の部を設置し防空救護並に戦時報公の完璧を期せらるるやう可然御取計方相煩度

追而部の設備を要せざる支部に於ては支部長に於て之が責任者として右会務遂行上万遺漏無之様篤と御配意方相煩度

猶部長及委員氏名決定次第報告相成度

記

一、防空救護部を設置し部長の下に委員若干名を置き総務班、指導班、資材班に部務を分掌せしむること

部長及委員は支部長に於て指名することとし委員は防空救護事業に関する造詣深く支部の区域内の防空事業を指導し得る人格者を之に充てること

二、戦時報公部を設置し部長及び委員若干名を置き戦区隊に関する会務並に新体制に関する会務を分掌せしむること

部長、委員は支部長に於て指名すること

次第に時局は不利となり米軍は中国本土に日本爆撃の基地を建設しB29を配備し、昭和19年6月16日初めて北九州を空襲し、サイパン、グアム、テニアン攻略後サイパンに飛行場を建設して、マリアナ基地よりB29が昭和19年11月1日偵察のため日本本土にその姿を現し、その後3週間たらずで11月24日B29の70機による東京大空襲が初めて実施されてか

ら終戦まで戦時色に染って、医師会は活動しているがこれ以後の通達は医師会の綴りの中には残念ながら見つからない。

お詫びと訂正

第232号(平成4年4月号)中次の如く訂正させていただきます。

P 24: 右側上から3行目

本部は本郡

P 24: 右側下から10行目

子供立達は子供達

P 25: 左側上から24行目

栄間台は浅間台

P 25: 左側下から4行目

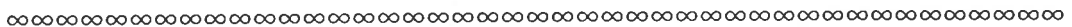
下長剣は下長洲

P 25: 右側上から10行目の次に挿入する

東善寺 // 30

P 26: 訂正文中

脳鬱血は脳溢血



「詳説学校保健法施行規則の一部改正」

東都医校発第4号(地区第2号)の内容で『心臓の疾病及び異常の有無』の検査は、小学校1学年にX線間接撮影を必須の検査から外すことにした。としながらも1)実施しない場合2)受診希望者に実施する場合3)全員に実施する場合のどれをとっても差支えないとなっています。とするとヤッテモヤラナクテモヨイと考えられますが、これは地域、学校の実状を考慮してこれだけの選択肢が存在するそうです。尚、これらの実施にあたっては、学校医等の助言を得るなど適切に配慮するようにと文部省より各都道府県教育長に通告があった筈ですが、先生方は相談を受けられましたでしょうか？

私の場合、教育委員会の学務課長、係長にX線撮影をどう取り扱ったらよいのか学校保健会で考えて頂けないのかと一年程前に頼まれました。けれどもこの問題は国家的規模のものだと判断し愚図愚図して居るうちに最終

的に冒頭の通知になったのが実状です。

また『児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について』の一部改正 16(3)必要に応じ、心電図その他の検査をあわせ行うことが望ましいこと。(因に16は心臓の疾患及び異常の有無の検査は、下記に留意して実施すること

(1)既往症、現症などの把握(2)聴診、打診その他臨床医学的検査)ここで望ましいという表現は、差支えないに較べてより強制力があると解釈したらよいとの事です。だから心電図の方が必須と正しいのです。今更何を寝惚けた事をクドクド書いているのと叱られる先生方が居られると思いますが、今の今迄胸部エックス線間接撮影は結核がらみのものと思ひ込みがありこの件に関して心臓そのものだったと東医委員会で聴かされ無知蒙昧を曝して稿を閉じます。

学校医 道又

お知らせ

第25回三多摩循環器懇話会ご案内

謹啓、陽春の候、先生におかれましては益々御清祥のことと御慶び申し上げます。さて、三多摩循環器懇話会は多摩地区の循環器の勉強会として発表以来15年程たち、今回第25回を迎えることとなりました。

演題は毎回、日常臨床に直結する内容が主になっています。毎回数十名の先生方の御参加があります。

今回は従来以上に同好の方々の御参加をお願いしたいと思っております。この会には、入会手続きなど面倒なことは一切ありません。どなたでも御気軽におでかけください。

敬 具

幹事 杏林大学第二内科 岡田 道雄
府中医師会 岩田 康人

プログラム

- | | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 1. 会長挨拶 | 大久保憲二 会長 (福生病院) |
| 2. 第1部講演 (15:10~16:30) | 座長 岩田 康人 (府中医師会)
岡田 道雄 (杏林大学第二内科) |

文献的レビュー

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 『心房細動における塞栓症の予防：とくに抗凝固療法について』 | |
| | 西多摩医師会 小机 敏昭先生 |
| めまい・失神発作の原因診断 | 慶応義塾大学救命救急部 堀 進吾先生 |
| 3. 特別講演 (16:45~18:00) | 座長 大久保憲二 会長 (福生病院) |
| 『脳血管障害：治療の実際』 | 東邦大学教授 栗原 照幸先生 |

懇親会に御参加の場合は受付にて会費 1,000円を頂きます。

日 時 平成4年6月13日 (土)

15:00~19:00

場 所 立川市市民会館 小ホール

立川市錦町3-3-20 TEL 0426-26-1311

お 知 ら せ

6月（5月診療分）の
保険請求書類提出日
 6月8日（月）
 —— 正午迄です。 ——

法 律 相 談

西多摩医師会顧問弁護士 鈴木禧八先生による法律相談を
 毎月第2水曜日午後2時より実施しておりますのでお気軽に
 ご相談下さい。

- ◎ 相談日 5月は13日（水）
6月は10日（水）の予定です。
 - ◎ 場 所 西多摩医師会館和室
 - ◎ 内 容 医療、土地、金銭貸借、親族、相続問題等民事、
刑事に関するどのようなものでも結構です。
 - ◎ 相談料 無 料（但し相談を超える場合は別途）
 - ◎ 申込方法 事前に医師会事務局迄お申込み願います。
- （注）先生の都合で相談日を変更することもあります。

訃 報

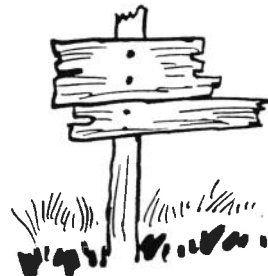
福生市本町19
 上田 医 院

上 田 登 代 一 先生

大正8年12月4日生
 享年72才



平成4年3月31日 午前7時32分「呼吸不全」のため逝去されました。
 告別式は4月2日午前10時より国立「応善寺」に於て長男の祐一様が喪主となり執り行なわれました。
 謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。



あ と が き

過ぎれば早いもので、会報編集を担当して2年が経ちました。今回のあとがきは、その2年間の総括としての最後の編集後記となります。

編集担当をお引き受けして初めての編集会議の席上、無力なるが故の不安を編集委員の先生方の熱意が打ち消してくれました。「このメンバーなら何か出来る」、その確信が、何とか今回の最終発行までこぎ着けられた原動力でした。途中病のため休まれましたが、多芸多才な能力を発揮され、正に「広報の顔」とも言うべき道又先生を筆頭に、委員全員の自由闊達な発想と行動力に支えられた2年間であり、ここに委員皆様に心から感謝を申し上げます。

そして、さらなる感謝は、多くの会員の方々の御支援と有形無形の御声援に対してであります。公約の第一に上げた、まずは多くの会員の方々の目に止まるようにと始めたカラー表紙は、2年目には経費削減のため全号には実行出来ませんでした。それなりの効果を上げたようですし、カラー、白黒を問わず表紙を会員の先生方の力作で飾れたことについて御協力いただいた先生方に心から御礼申し上げます。

紙面の内容について言えば、渡辺委員を中心とした学術論文の掲載は、開業間もない先生方の紹介を兼ね、時にはベテランの先生や病診連携の目的で、公的病院の先生方にも参加していただき、毎月掲載出来ました。ご多忙にもかかわらず心よくお引き受けいただいた先生方に深謝致します。

さらに、道又先生発案の文芸随筆諸事百般は小泉先生に山田先生が加わっていただき、共に医師会史に貴重な資料を遺していただいております（小泉先生の「回想録」は国立医師会報に転載中です）。その外実にタイムリーな論文や味のある随筆等が相次いで投稿され、今期程原稿量に恵まれた時期はなかった（道又先生談）様で誠に有難い限りでした。

会報は「医師会の顔」という道又先生の名

言を心に、時には厚化粧のメーキャップを、又時には素顔のまま「顔づくり」をやって参りました。思えばこの2年間は医師会にとっても定款改定という大事業が行なわれた時期でしたが、この時期会報紙上で定款改正問題について、もう少し会員の先生方の活発な議論があっても良かったのではないかと、など心残りの点もあります。

また、会報は何故公報なのか、という基本的な問題もありますが、それは今後の公報編集活動の中で会員全員が検討して行くべき問題かと思えます。最も重要なことは会報が「医師会の顔」であるということを一人数でも多くの会員の方々が理解され、会員の方々の手でその顔作りに加わっていただくことだと確信致します。

さて、次期の公報委員の構成を見ますと、編集歴17年の大ベテランの道又先生は残られますが、経験者は石井先生、玉木先生、小机先生のみで、理事構成と同様に若返りを計りました。新部長の明田川先生、副部長の玉木先生のフレッシュコンビに大いに期待したいと思えます。

ともあれ、この2年間私にとって貴重な体験をさせていただいた会員の皆様に深謝し、表紙および紙面作りに参加していただいた先生方、そして我編集委員の先生方の御協力に重ねて厚く御礼申し上げ、最後の編集後記を終わります。

真鍋 勉

平成4年5月1日発行

発行所 (社) 西多摩医師会

東京都青梅市西分3-103
TEL (0428)23-2171(代)

会報編集委員 真鍋 勉

石井好明 小机敏昭 小林杏一
田代 洋 玉木一弘 堀田洋夫
道又正達 百瀬真一郎 渡辺良友

印刷所 マスダ印刷 TEL (0428)22-3047

自然のめぐみを最先端の技術で活かす——ツムラ漢方製剤エキス顆粒(医療用)128品目+3品目



ツムラは、ツムラ漢方製剤エキス顆粒(医療用)128品目+3品目により、高齢化社会の深まりつつある現実の治療に貢献しつつ、漢方製剤の科学的な実証を通じて、21世紀に至る長寿社会の治療手段としての役割をはたしていきたいと願っております。

 株式会社ツムラ
東京都千代田区二番町12-7 千102

最新のテクノロジーが計測します
そして、人の眼と心が記録します



臨床検査のパイオニア

保健科学研究所

本社 千240 横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL/045-333-1861(大代表)
仙台支社 千983 仙台市宮城野区扇町1-3-5 TEL/022-238-9345(大代表)

応援します!

ひとりひとりの笑顔めくらし。



1打席1打席、つねにその瞬間を大切にしながら確実に
得点に結びつけていく。みんなで力をあわせて——。
そこに笑顔がひろがって、さらに大きな力になります。
たましんは、そんなみなさまの暮らしの
応援団になりたいと思います。



だから

[ファミリーリーグのたましん]



一般医薬品
医療機器卸

酒井薬品株式会社

福生営業所 ☎197 東京都福生市武蔵野台 2-34-4
☎(0425) 53-3211(代)

本社 ☎181 東京都三鷹市野崎 1-11-22
☎(0422) 47-2131(代)

営業所 小平・八王子・中野・川越
相模原・伊勢原



健康な、明日へ。

大切な生命を守る医薬品を
より速く、より正確にお届けするために
私たちは努力をつづけています。

必要な医薬品を、必要なときに、必要なだけお届けすること
それが、クラヤ薬品の使命です。そのために私たちは、いろ
んなシステムを開発してきました。

クラヤ・オーダーエントリー・システム…KOSもそのひとつ。お
得意さまとコンピュータによるネットワークを結び、医薬品の自動発
注から在庫管理までをこなす、画期的な情報伝達システムです。
さらに、ポータブル端末による受注データ転送システム、バイク
による緊急配送システム…KESなど、お得意さまのニーズにお
応えする新しい流通システムづくりを、一步一步すすめています。

医薬・医療品総合商社



クラヤ薬品株式会社

本 社 〒101 東京都千代田区外神田1丁目1番5号 ☎03・253・8161(代表)



協和埼玉銀行

東青梅支店	TEL.0428-22-2121(代) 〒198	青梅市東青梅2-17-4
奥多摩 特別出張所	TEL.0428-83-2515(代) 〒198-02	西多摩郡奥多摩町氷川1421
青梅支店	TEL.0428-22-1101(代) 〒198	青梅市青梅295
河辺支店	TEL.0428-24-2401(代) 〒198	青梅市河辺町10-2-9
福生支店	TEL.0425-51-1021(代) 〒197	福生市福生1048
村山支店	TEL.0425-61-1211(代) 〒190-12	武蔵村山市中藤4234
秋川支店	TEL.0425-58-2611(代) 〒197	秋川市下代継111-5
羽村支店	TEL.0425-79-0881(代) 〒190-11	西多摩郡羽村町五ノ神4-13-10
五日市支店	TEL.0425-96-1311(代) 〒190-01	西多摩郡五日市町五日市840-1